

2.5 事件数や審理期間に関する地域的状況

平均審理期間の長い地方裁判所（管内）ほど平均全期日回数が多くなる傾向が認められ、各管内の平均審理期間の違いは、主として平均全期日回数の違いにより生じているものと考えられる。

地方裁判所本庁の部（民事部）の数の別、裁判官の常駐支部・非常駐支部の別に見た場合、平均審理期間は広範に分布しており、庁の規模別と審理期間の関係は明らかではない。

平均全期日回数については、本庁と比べ、支部の方が若干少なくなっている一方、平均期日間隔は、本庁に比べ支部の方が若干長くなっており、本庁の中では小規模庁の方が、支部の中では非常駐支部の方が、それぞれ若干長くなっている。

地方裁判所（管内）の民事事件担当裁判官総数、担当裁判官1人当たりの民事訴訟事件数と平均審理期間、平均全期日回数、平均期日間隔との間には、特段の関係をうかがうことはできない。

○ はじめに

ここまでは、全国レベルで、審理期間、期日回数、期日間隔、証拠調べの状況等、事件審理に関する項目や事件の種類、当事者数、代理人の有無等の事件の属性に着目した検討を行ってきた。

前述のとおり、迅速化法は、裁判の迅速化は、充実した手続の実施並びにこれを支える訴訟手続等の整備及び法曹人口の大幅な増加、裁判所や検察庁の人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士体制の整備等により行われるべきものであるとした上、国が、裁判の迅速化を推進するため必要な施策を策定・実施する責務を有することを定めた。このような迅速化法の趣旨からすると、同法に基づく検証作業においては、各地域の審理期間の状況及びこれと関連する個別要因、特に裁判手続を直接担う法曹三者の態勢の実情を明らかにし、これが各地の審理期間とどのような関係にあるのかを検討していくことも必要である。

1. でも述べたとおり、これまで裁判所としては、迅速化法の検証を直接の目的としたデータの収集を行っておらず、上記の地域の審理期間の実情や問題点を的確に把握するためのデータの把握は、全国レベルのものとも比べても、更に不十分であるというのが実情である。この点についてどのように取り組むべきかは、今後の検証作業の中で検討することになるが、今回の報告書では、全都道府県（北海道は4か所）に設置されている地方裁判所管内別に、平均審理期間、平均期日回数、平均期日間隔の状況や裁判官、検察官、弁護士の人数の実情をごく概括的に鳥瞰するにとどめた。

○ 地方裁判所ごとの事件数、審理期間等の概況

（審理期間について）

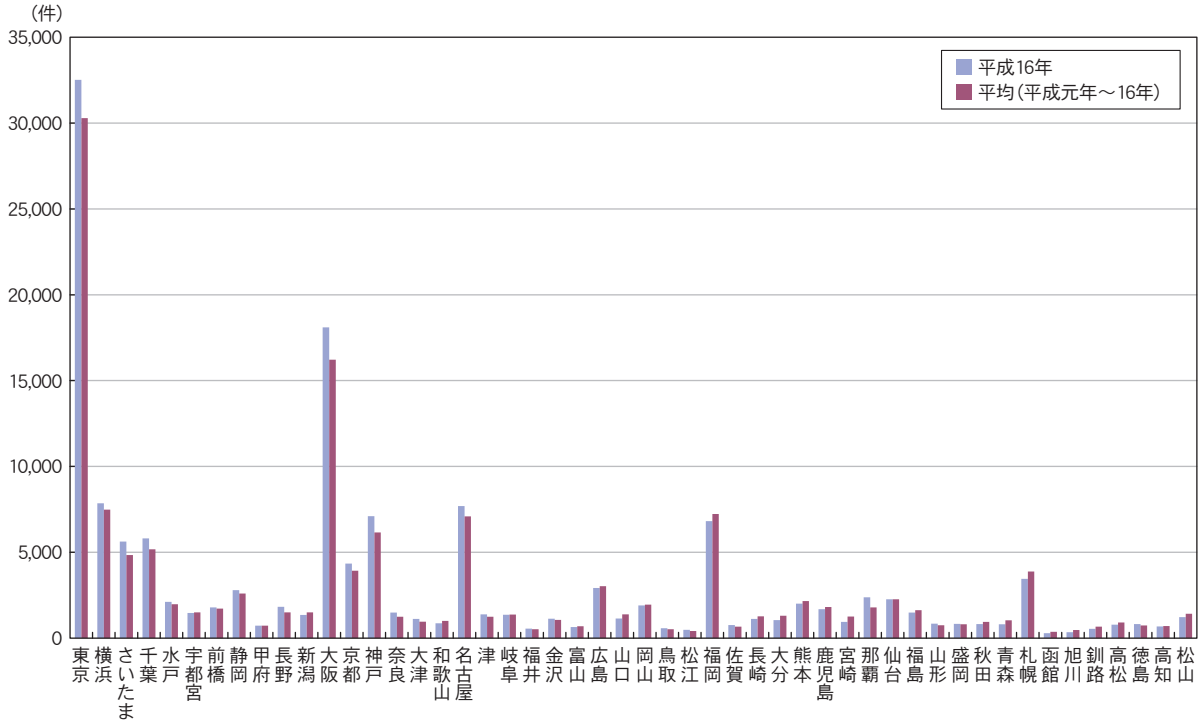
全国50の地方裁判所ごとに、管内の事件数、平均審理期間の状況を示した。【図277】、【図278】は民事訴訟事件と行政事件の事件数について、【図279】、【図280】は同様に平均審理期間について、それぞれ直近の平成16年及び平成元年から平成16年までの平均値を示したものである（資料編【資料2-7,8】で、平成元年以降の地方裁判所管内別の平均審理期間の推移を示した。）。

前述のとおり（【図68】参照）、民事訴訟事件においては、これまで事件数が大幅に増加し、ここ数年は高い水準が続いている。【図277】を見ると、東京、大阪、名古屋といった大都市及びその周辺地域の地方裁判所管内においては、直近の事件数が過去16年の平均値よりも大きくなっているが、それ以外の地方裁判所管内では概ね同程度か若干の減少傾向が生じている。

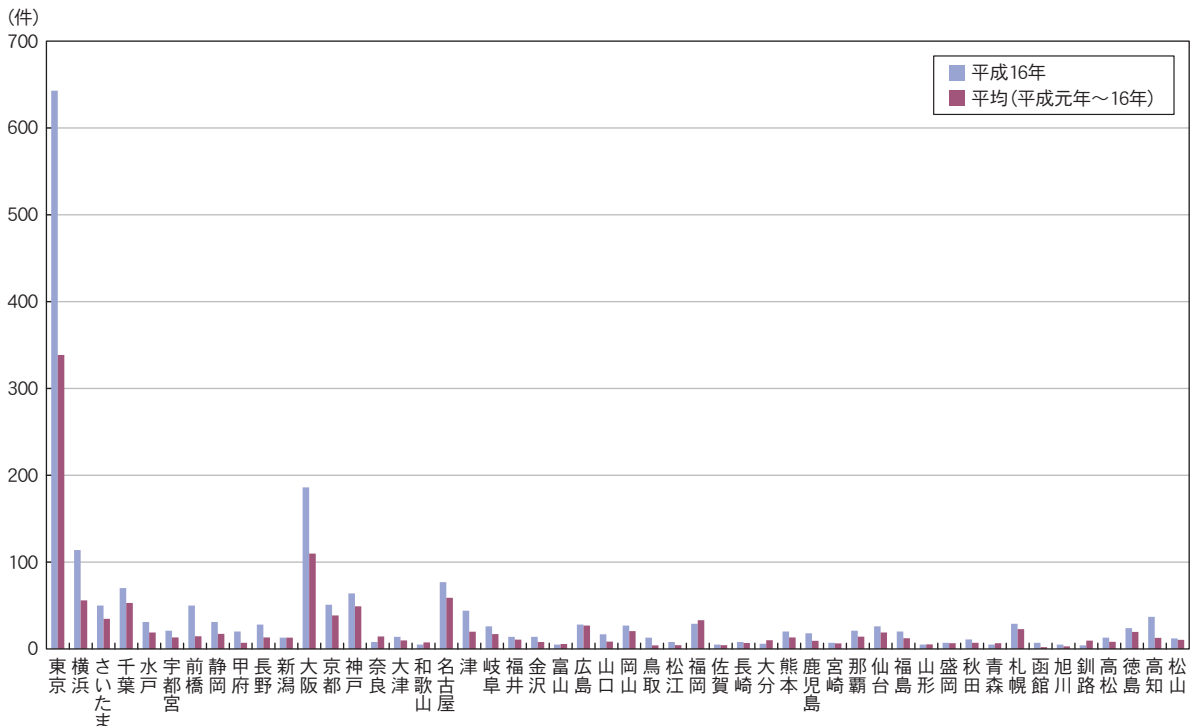
平均審理期間は、地方により相当程度のばらつきがある。直近の平均審理期間と平成元年以降の平均値を比較すると、民事訴訟事件、行政事件ともに、多くの管内で直近の年度の方が相当程度平均審理期間が短くなっている。

なお、行政事件については、地域によりかなりのばらつきがあったり、年度ごとの動きも激しいが、これは、地域によって事件数に大きなばらつきがあり、年によって全く終局事件がなかったり、ごく少ない件数しか終局しないという庁も少なくないためである（【図278】、【資料2-8】）。このような場合に、長期間係属していた事件が終局すると、その年の平均審理期間に影響が出ることも考えられる。また、行政事件は地方

【図277】 地方裁判所管内別既済事件数の状況（民事）



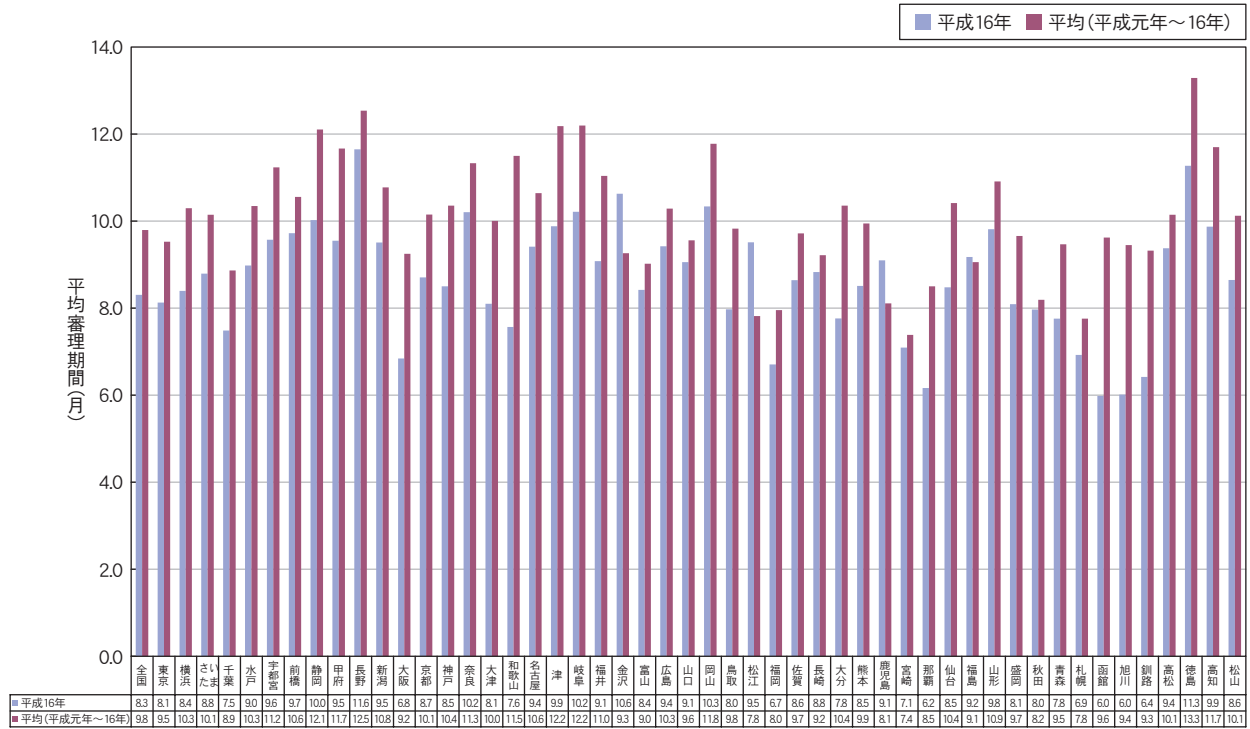
【図278】 地方裁判所管内別既済事件数の状況（行政）



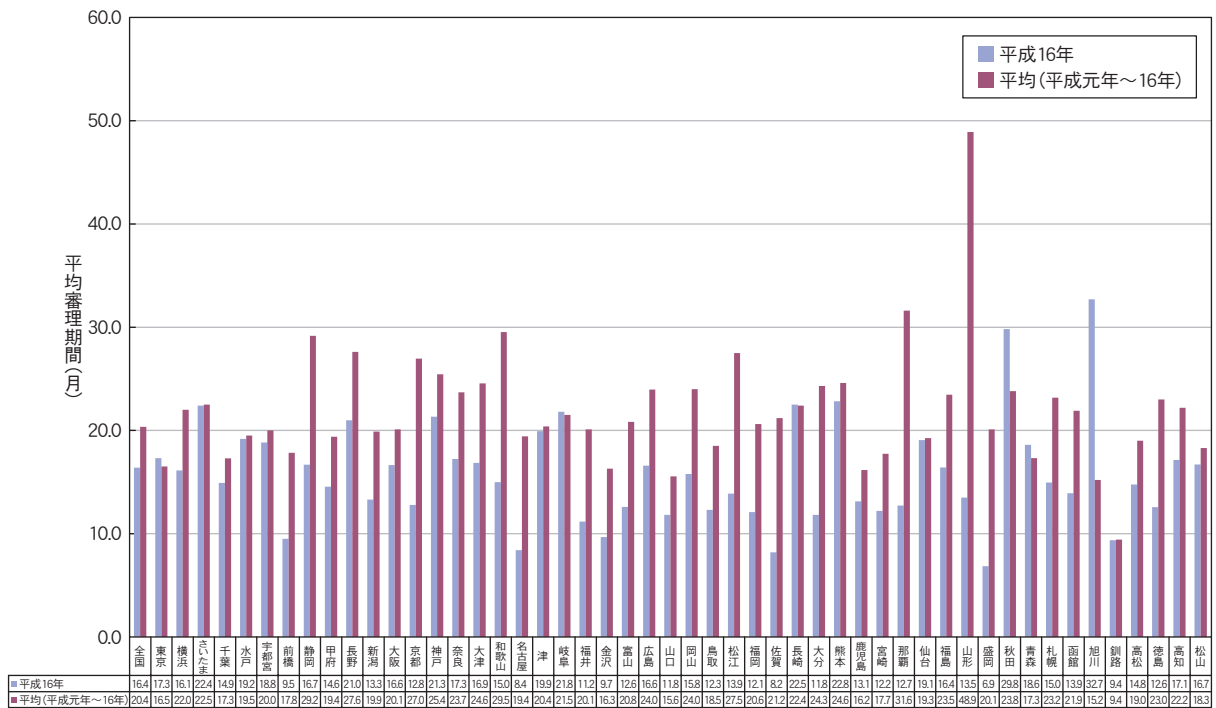
2 民事訴訟事件の審理の状況

裁判所本庁でのみ取り扱っており、小規模の地方裁判所においては、行政事件も他の民事訴訟事件と分けることなく、同一の部において取り扱っている。そこで、以下の分析では、行政事件も含めた民事訴訟事件全体を基礎として、傾向を探っていくことにする。

【図279】 地方裁判所管内別審理期間の状況（民事）



【図280】 地方裁判所管内別審理期間の状況（行政）



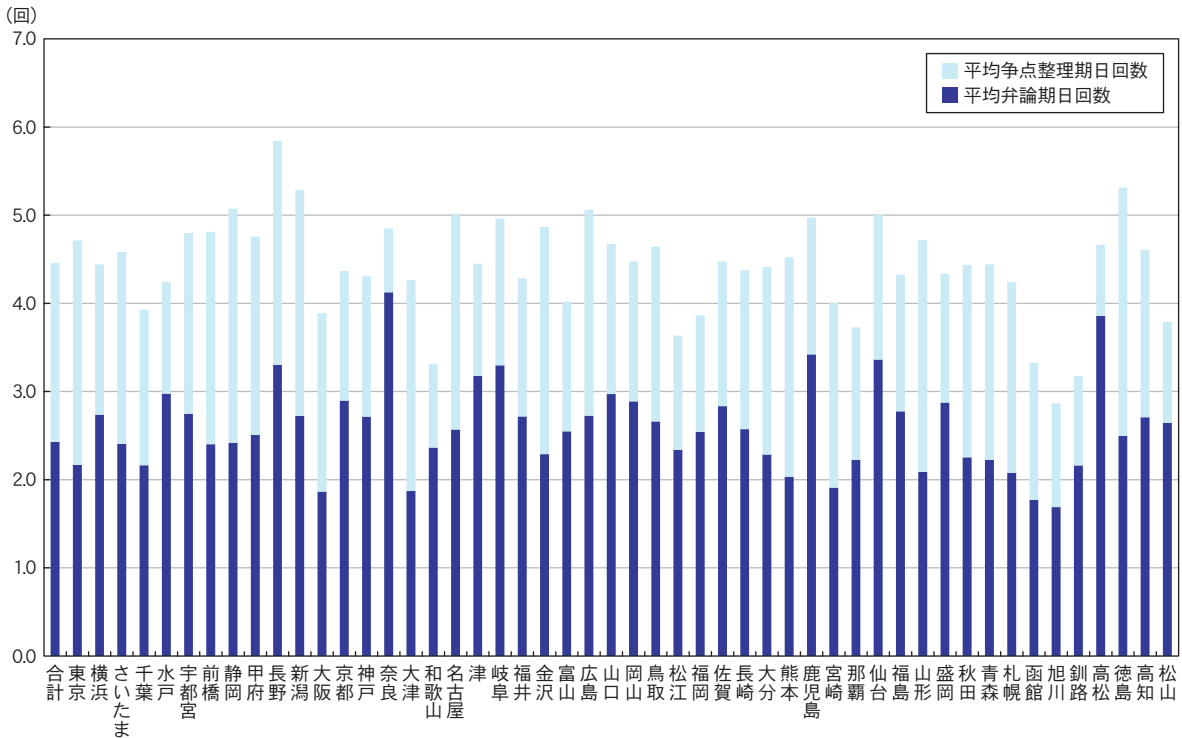
○ 期日回数、期日間隔について

地方裁判所管内別に見た平成16年の平均全期日回数及び平均期日間隔の状況は【図281】、【図282】のとおりである。

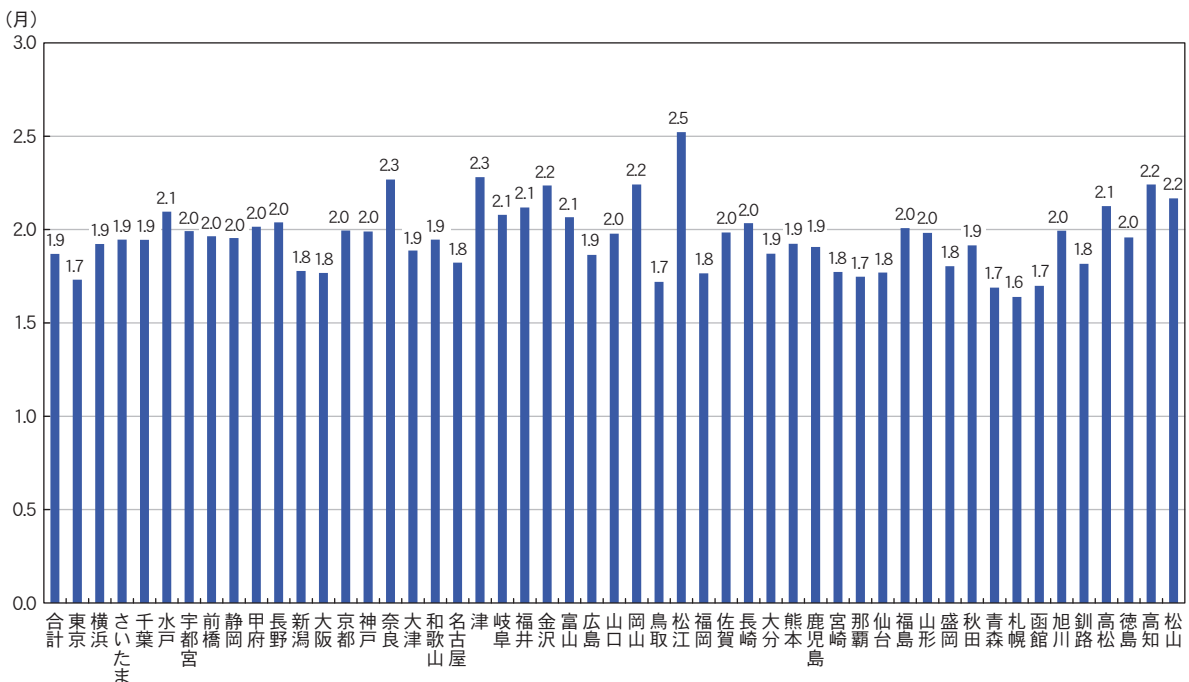
平均全期日回数は、各管内の平均審理期間に応じ、平均審理期間が長い管内ほど平均全期日回数が多くなる傾向がある。

平均期日間隔は概ね1.6月から2.3月の間の範囲に集まっているが、2.5月という管内も存在する。

【図281】 地方裁判所管内別平均期日回数の状況（民事，行政）



【図282】 地方裁判所管内別期日間隔の状況（民事，行政）



2 民事訴訟事件の審理の状況

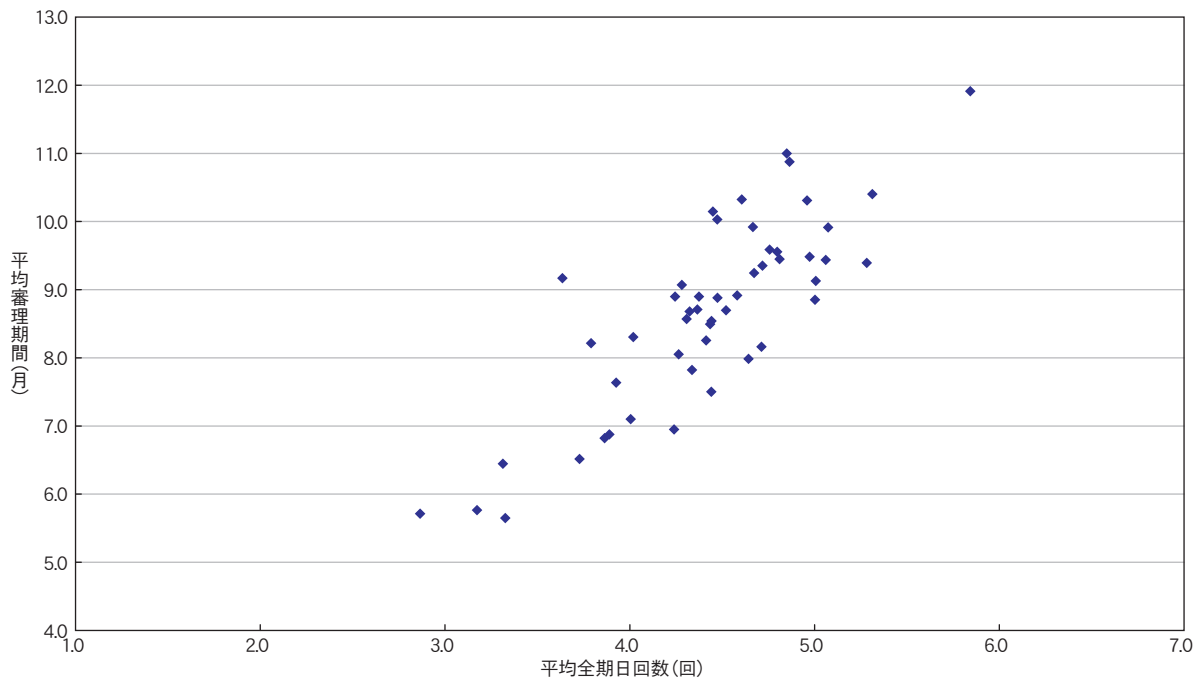
○ 地方裁判所管内別に見た審理期間と期日回数、期日間隔の関係

地方裁判所管内別の平均審理期間と平均全期日回数、平均期日間隔の関係を分布図により概観してみる。

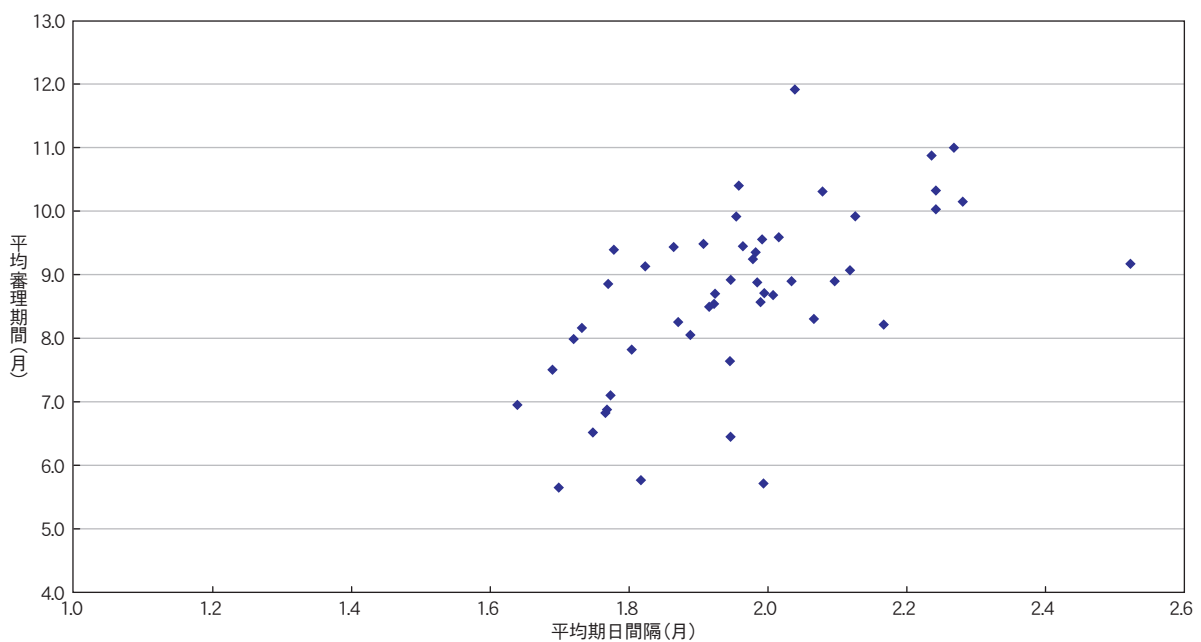
【図283】は、各管内の平均審理期間と平均全期日回数の関係を示す点の分布状況を見たものである。これによれば、全国の場合と同様に、平均審理期間の長い管内ほど平均全期日回数が多くなる傾向が認められ、特異な傾向を示す管内はない。

【図284】は、各管内の平均審理期間と平均全期日間隔の関係を示す点の分布状況を見たものである。相当程度拡散しているが、若干、平均審理期間の長い管内ほど平均期日間隔が長くなる傾向が見られる。

【図283】 地方裁判所管内別期日回数と審理期間の関係（民事、行政）



【図284】 地方裁判所管内別期日間隔と審理期間の関係（民事、行政）



【図285】は、各管内の平均全期日回数と平均期日間隔の関係を示す点の分布状況を見たものである。同程度の平均全期日回数の管内であっても平均期日間隔は様々であり、特段の傾向は見られない。

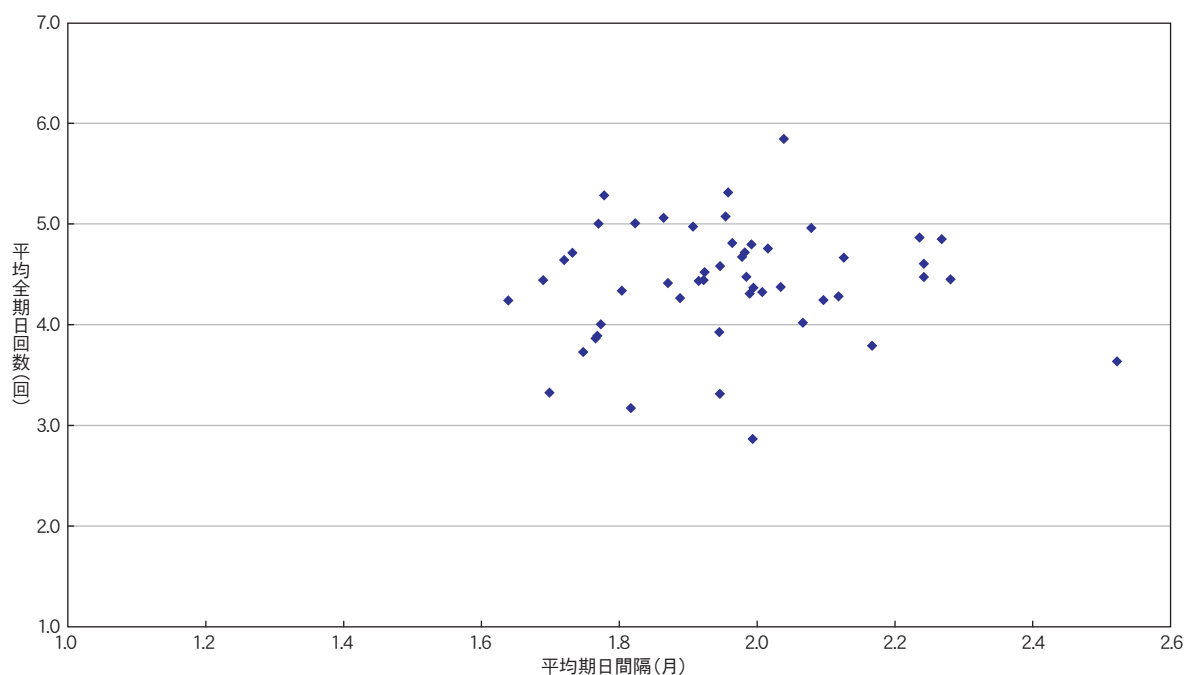
このように、平均全期日回数と平均審理期間とは比例的な関係が明確であり、平均全期日間隔と平均審理期間との間にも弱いながら比例的な関係が見られる一方、平均全期日回数と平均期日間隔の間には特段の関係がない。このことは、管内別に見た場合、平均全期日回数と平均期日間隔が独立して平均審理期間に影響を与えている可能性を示唆する。すなわち、同程度の平均全期日回数の管内では平均期日間隔の違いにより平均審理期間が異なることになり、逆に、同程度の平均期日間隔の管内では、平均全期日回数の違いにより平均審理期間が異なることになる。もっとも、【図284】における平均期日間隔と平均審理期間との比例的な関係は非常に弱いことや、管内別に見た時の平均全期日回数の差異が平均期日間隔の差異に比べて大きいことなどに照らせば、各管内の平均審理期間の違いは、主として平均全期日回数の違いによって生じているものと考えられる。

ところで、前述のとおり、平均全期日回数は、口頭弁論期日・争点整理期日の回数や人証数などによって変動するところ、これらの手続や証拠調べの回数は、それぞれの事件の複雑困難さ等に影響を受けていることが考えられる。平均期日間隔も、同様に、このような事件の属性等により決まる面があると思われる。そこで、各庁（管内）でも、このような事件の属性等や審理の状況に違いがあり、これがそれぞれの期日回数や期日間隔の違いにつながっている可能性がある。

また、期日回数や期日間隔は、裁判所の事件処理態勢の実情、弁護士・当事者の事務処理態勢の実情や個々の事件の準備状況等にも影響される可能性があり、これらの実情等が、各管内や庁により異なっている可能性もある。

審理期間に影響を及ぼす地域的な要因については、次回以降の報告において更に分析するが、以下、各地方裁判所（管内）全体について、裁判官数、事件数等の状況と平均審理期間、平均全期日回数、平均期日間隔等の要素との関係を、ごく概括的に見ておくこととする。

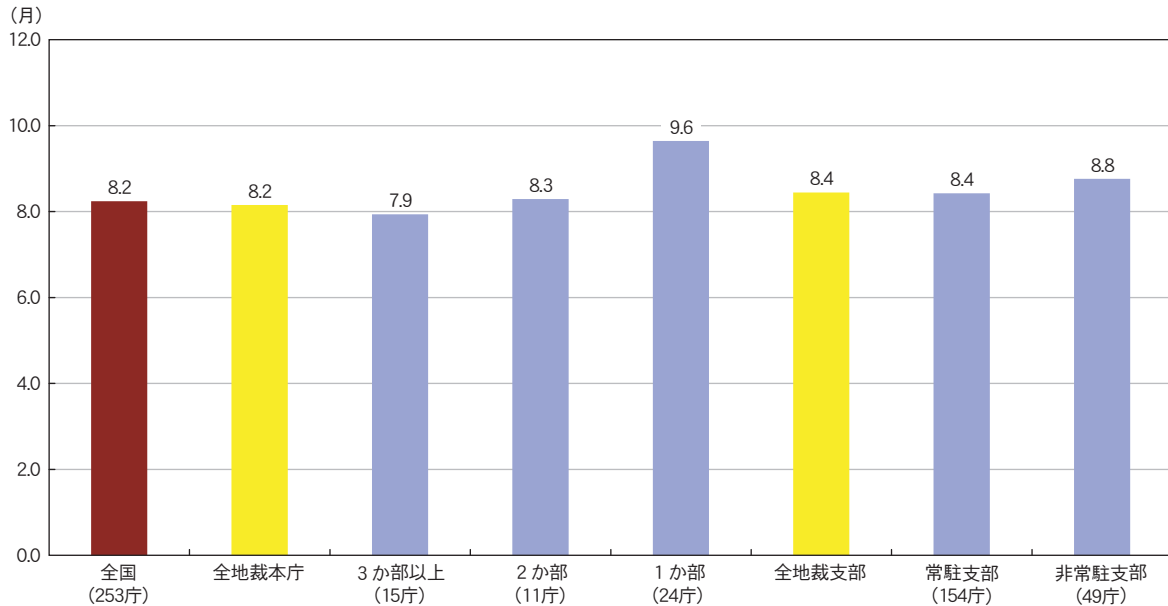
【図285】 地方裁判所管内別期日間隔と期日回数の関係（民事，行政）



○ 庁の規模と審理期間との関係
(審理期間)

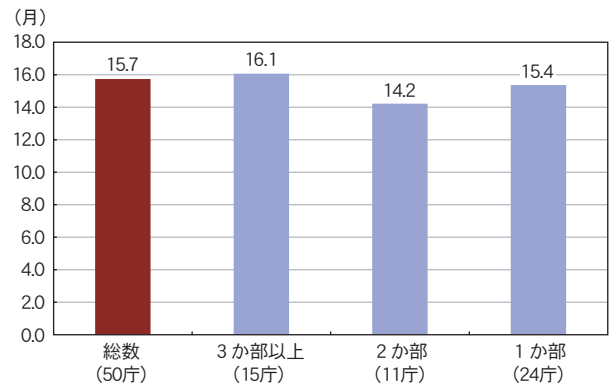
【図286】、【図287】は、民事訴訟事件及び行政事件について、地方裁判所本庁の部（民事部）の数の別、裁判官の常駐支部・非常駐支部の別（以下「庁規模別」という。）に平均審理期間を示したものであり、【図288】、【図289】は、庁規模別のグループを構成している各庁の平均審理期間を示す点の分布を示したものである。

【図286】 庁の規模別審理期間の状況（民事）



各地方裁判所の本庁（50庁）においては、民事部・刑事部が分かれており、それぞれ最低1か部ずつ設置されている。本庁については、部の数の多寡別に検討する。ただし、本庁の民事部のすべてが訴訟事件を取り扱っているわけではなく、大規模庁では、保全事件、執行事件、倒産事件などのいわゆる「非訟事件」のみを専門的に扱う部が設置されている。他方、民事部の数が少ない小規模本庁では、訴訟事件だけでなく、上記の非訟事件を扱うほか、当該部の裁判官が家庭裁判所の裁判官をも兼務して、家裁事件も担当している場合が多い。

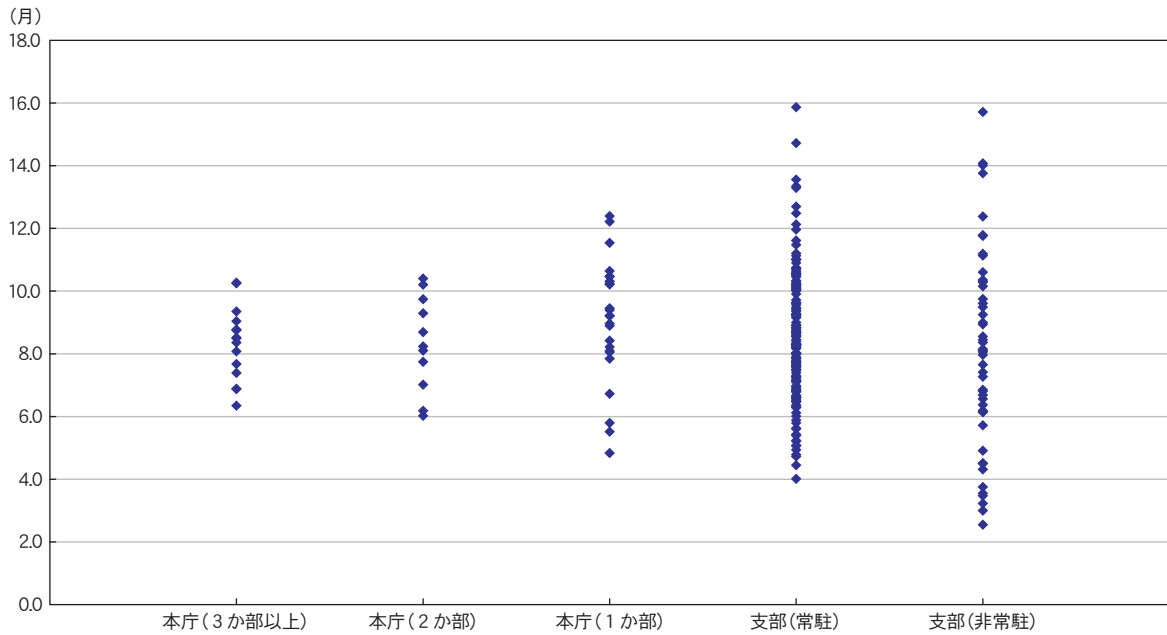
【図287】 庁の規模別審理期間の状況（行政）



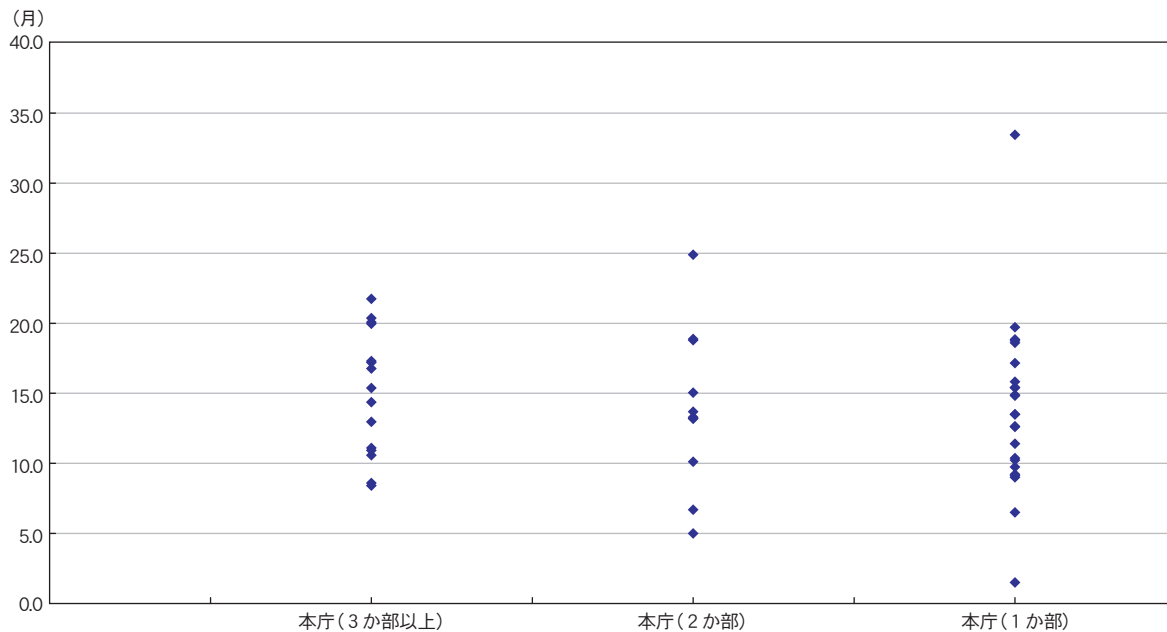
また、地方裁判所には、本庁の他に支部が置かれており、支部の裁判官の多くは、民事事件、刑事事件、家裁事件の全部又は2種類以上の事件を担当している場合がほとんどである。支部については、裁判官が常駐する支部と常駐しない（非常駐）支部に分けて検討する。なお、行政事件は、本庁のみで取り扱われるため、支部に関するデータはない。

【図286】を見ると、本庁については小規模庁の方が、支部については非常駐支部の方が、それぞれ比較的平均審理期間が長くなる傾向があるようにも見えるが、【図288】で見る限り、広範にばらついており、庁の規模と平均審理期間との関係を明確に示すものとはまでは言えない。なお、本件調査期間の非常駐支部における民事訴訟事件の既済件数は、多い庁で76件、少ない庁で4件、平均34件（平成16年通年でも、それ

【図288】庁の規模別で見た平均審理期間の分布状況（民事）



【図289】庁の規模別で見た平均審理期間の分布状況（行政）



ぞれ101件、9件、48件)と非常に少ないため、長期化した事件が終局した場合などには、平均審理期間に大きな影響を与えている可能性も考えられる。

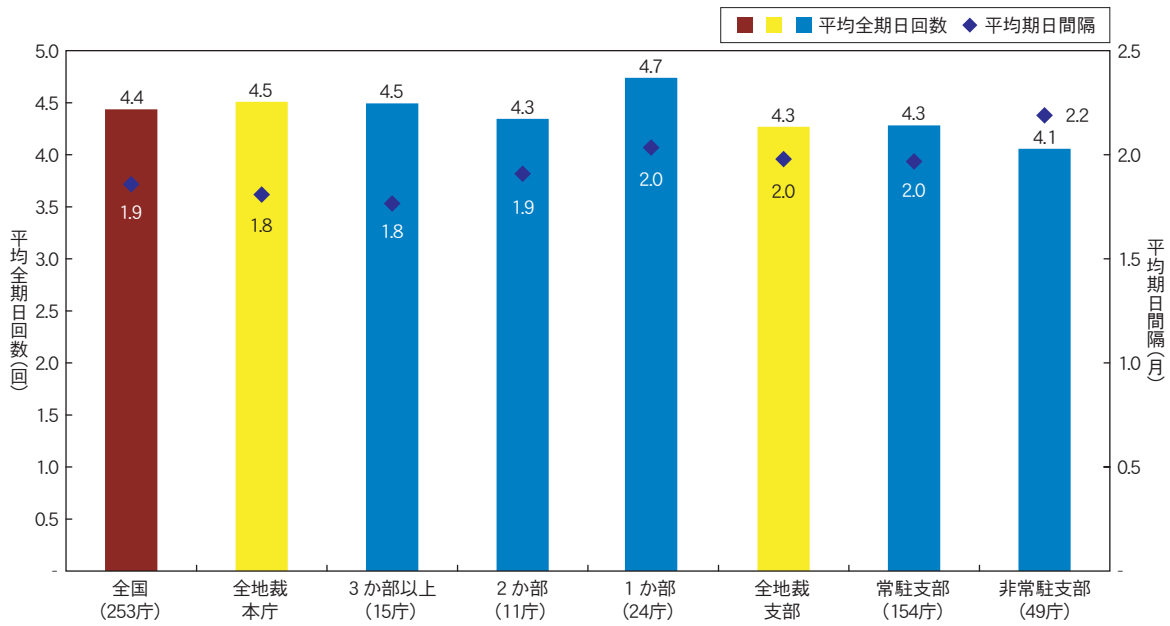
行政事件についても同様にばらつきが大きく、庁規模別の平均審理期間に特段の傾向はうかがわれない。

（期日回数，期日間隔）

【図290】，【図291】は、民事訴訟事件及び行政事件について、庁規模別に平均全期日回数及び平均期日間隔を示したものである。

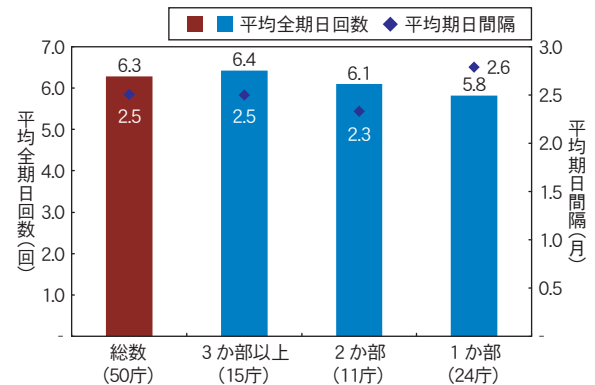
民事訴訟事件については、本庁に比べ支部の平均全期日回数が若干少なくなっている一方で、平均期日間隔は支部の方が若干長い。また、本庁の中では小規模庁の方が、支部では非常駐庁の方が、それぞれ平均期日間隔がやや長くなっているように見えるが、その差はそれほど大きくない。

【図290】 庁の規模別期日回数と期日間隔（民事）



規模の小さい庁では、裁判官の数も、弁護士の数も少ない。裁判官が常駐していない支部所在地近辺では、弁護士数も極めて少数なのが通常である。このように事件数が少なく、裁判官が常駐していないため、裁判所の開廷日が週又は月に数回程度と限定されるとともに、弁護士もいないか極めて少なく、訴訟代理人が本庁所在地等から出張してくる場合も多いことから、期日の調整が困難であり、期日間隔が長くなる可能性がある。

【図291】 庁の規模別期日回数と期日間隔（行政）



もっとも、前述のとおり、小規模庁においても、

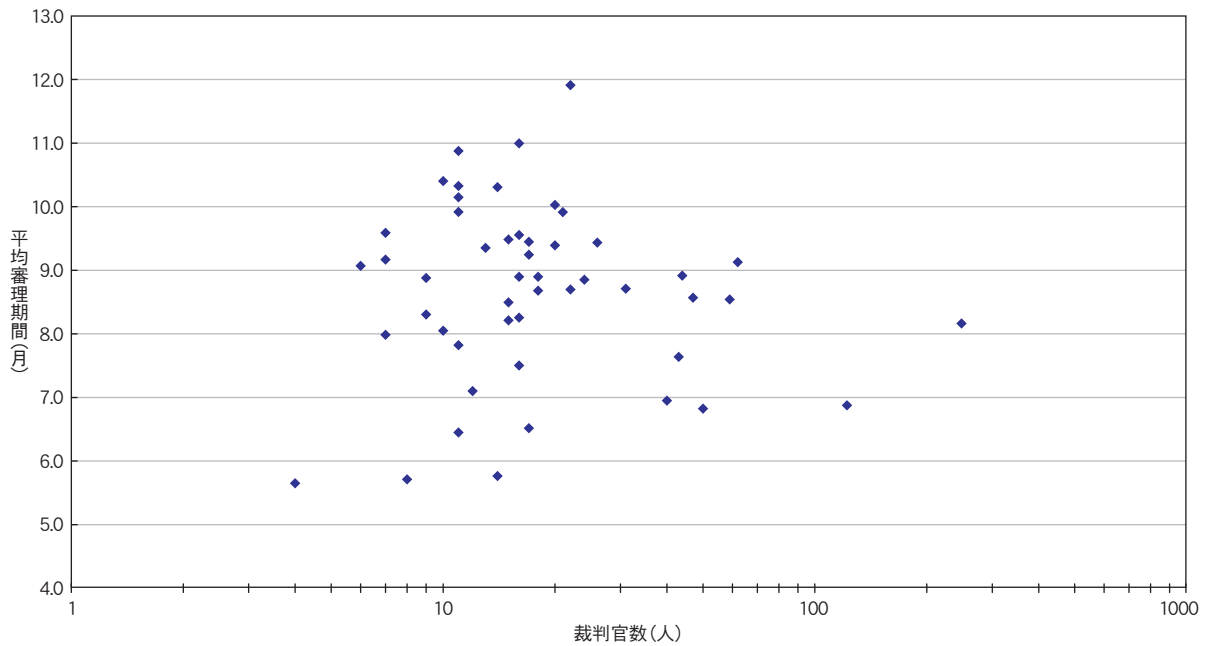
平均審理期間はさほど長くないことからすると、この平均期日間隔の差が、平均審理期間に特段の影響を及ぼしているとはまでは言えないように思われる。【図282】で見たとおり、地方裁判所（管内）別の平均期日間隔の分布の幅は、【図290】、【図291】の庁規模別に期日間隔の分布幅を見た場合の差より大きい。庁の規模の要因とは別に、地域ごとに異なる要因が影響していることを示唆しているとも言える。

○ 民事担当裁判官数と審理期間との関係

【図292】は、地方裁判所管内別に、民事訴訟事件を担当する裁判官の総数と平均審理期間との関係を示す点の分布状況を示したものである。裁判官数は、各管内ごとに、民事訴訟事件専務であると、その他の事件との兼務であるとを問わず、民事訴訟事件を担当している裁判官すべてを計上したものであり（小規模本庁や支部では、民事訴訟事件担当裁判官が民事非訟事件、刑事事件、家庭裁判所の事件を兼務している場合が多い。）、ここでの民事担当裁判官数がそのまま当該地方裁判所管内の民事訴訟事件担当裁判官の実働人員を示すものではないことに注意を要する。

これを見ると、裁判官数の少ない管内では、平均審理期間の分布が広い範囲に拡散しているが、裁判官数が多くなるにしたがって、平均審理期間の分布の範囲が収束傾向にあるように見える。いずれにしても、この分布図からは、裁判官数の多寡と平均審理期間との間に特段の関係はうかがわれない。

【図292】 裁判官数と審理期間（民事，行政）

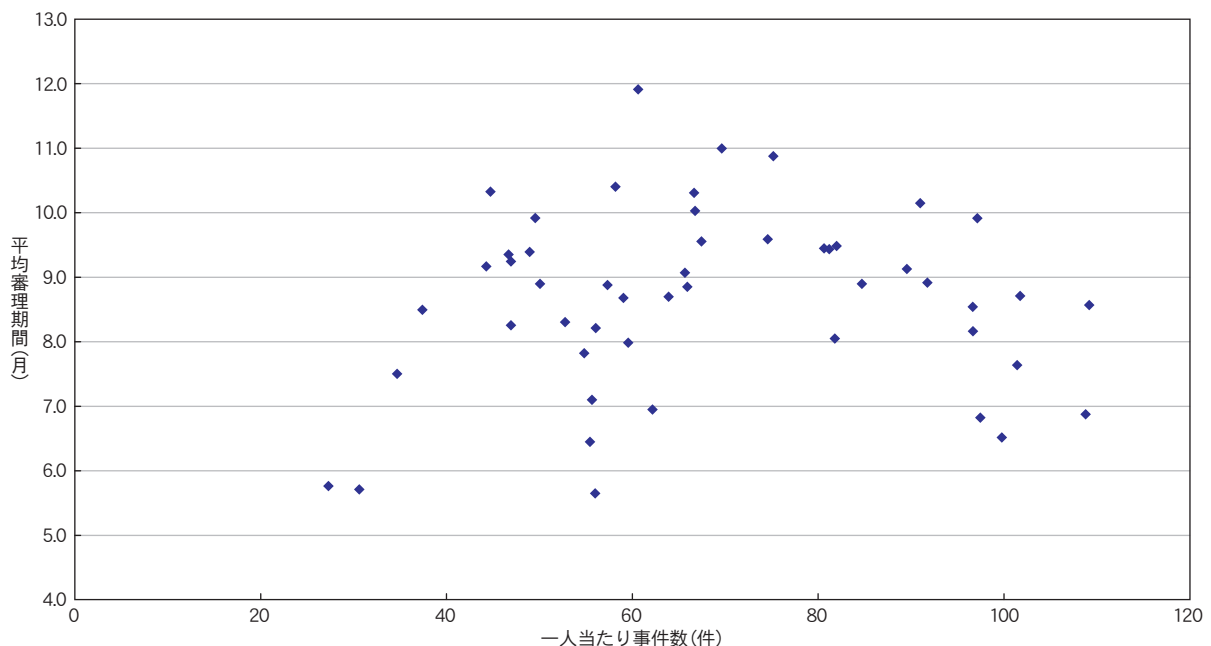


○ 民事担当裁判官1人当たりの事件数と審理期間との関係 (審理期間)

【図293】は、各管内の平成16年4月から12月までの民事訴訟事件及び行政事件の総数（既済）を前記の民事担当裁判官総数で除した数（以下「1人当たり事件数」という。）と平均審理期間との関係を示す点の分布状況を示したものである。前述のとおり、裁判官数は、民事訴訟事件専務であると、他の事件との兼務であるとを問わず、民事訴訟事件を担当している裁判官すべてを計上したものであるから、ここでの1人当たり事件数が、その庁の裁判官の事務負担の実態を示すものではないことに注意を要する。

これを見ると、1人当たり事件数の多寡に関わらず、平均審理期間が広い範囲に拡散しており、1人当たり事件数の多寡と平均審理期間との間に特段の傾向はうかがわれない。

【図293】 裁判官1人当たりの事件数と審理期間（民事，行政）



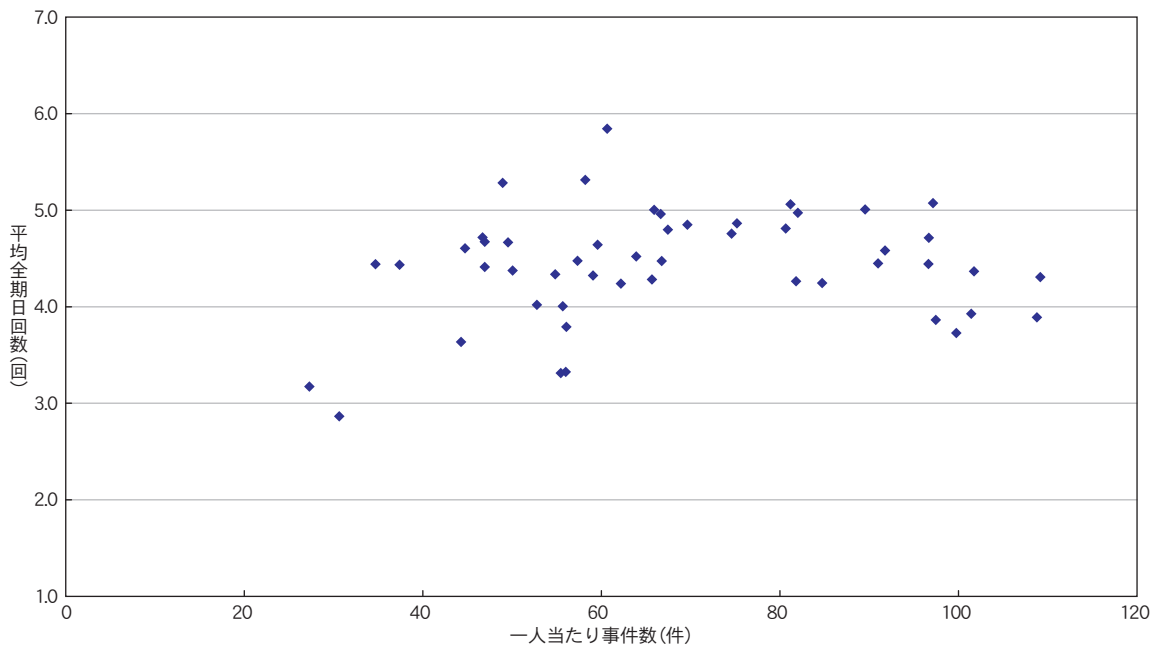
2 民事訴訟事件の審理の状況

(期日回数)

【図294】は、各管内の1人当たり事件数と平均全期日回数との関係を示す点の分布状況を示したものである。

分布状況は、前記1人当たり事件数と平均審理期間との関係の場合とほぼ同様であり、1人当たり事件数と平均全期日回数との間に特段の傾向はうかがわれない。

【図294】 裁判官1人当たりの事件数と期日回数（民事，行政）

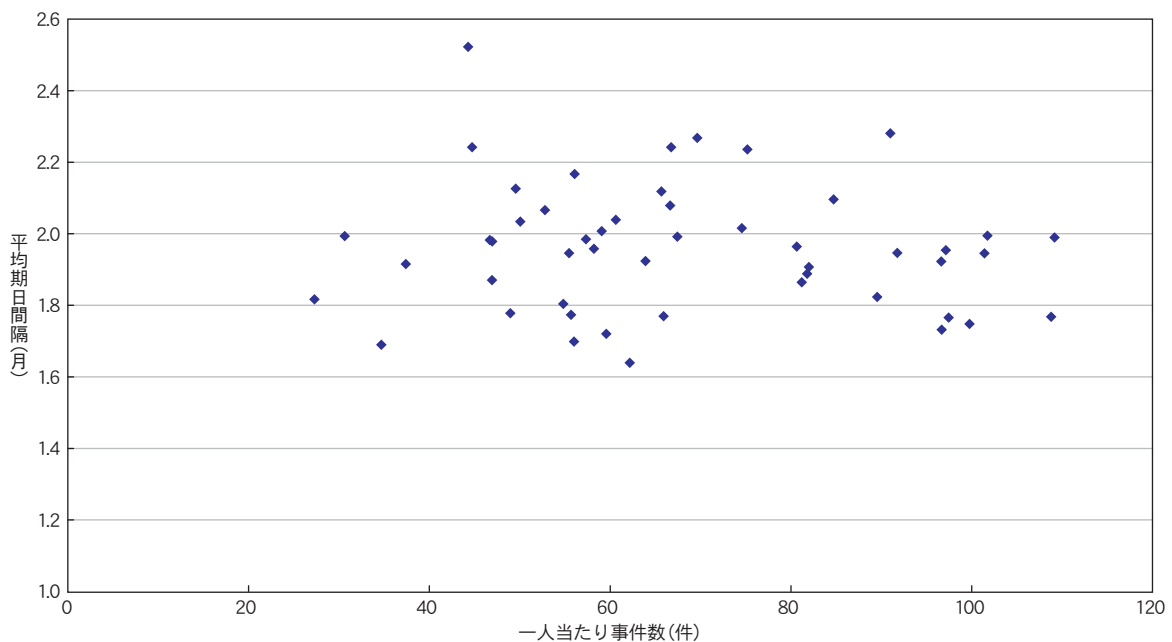


(期日間隔)

【図295】は、各管内の1人当たり事件数と平均期日間隔との関係を示す点の分布状況を示したものである。

1人当たり事件数の多寡に関わらず、各管内の平均期日間隔は分散しており、特段の傾向はうかがわれない。

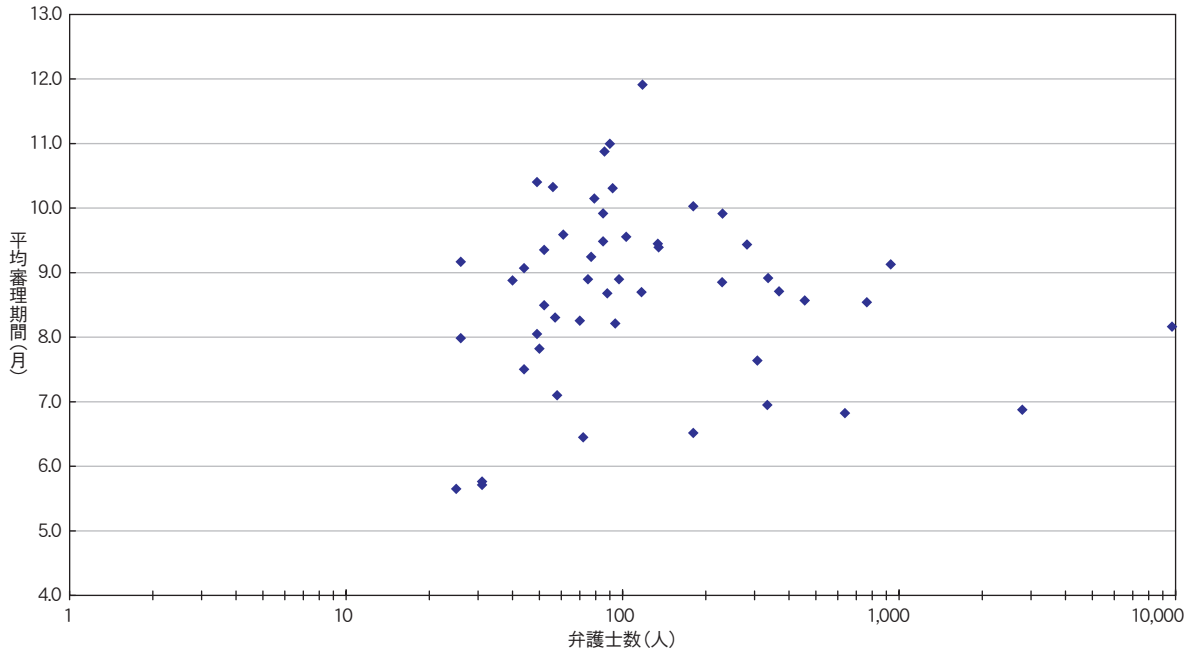
【図295】 裁判官1人当たりの事件数と期日間隔（民事，行政）



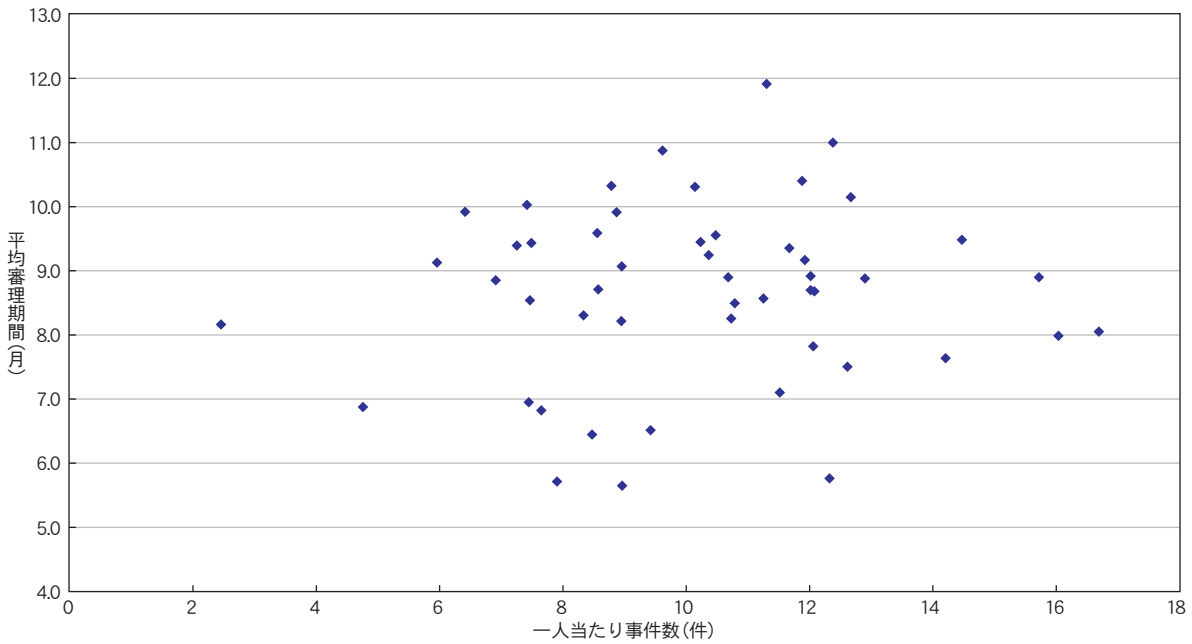
○ 弁護士数と審理期間等との関係（参考）

以下、【図296】から【図299】において、地方裁判所管内に対応する弁護士数との関係で、前記の裁判官の場合と同様の分布表を示す。弁護士数は、取り扱う事件を問わず全弁護士数を計上している。

【図296】 弁護士数と審理期間（民事，行政）



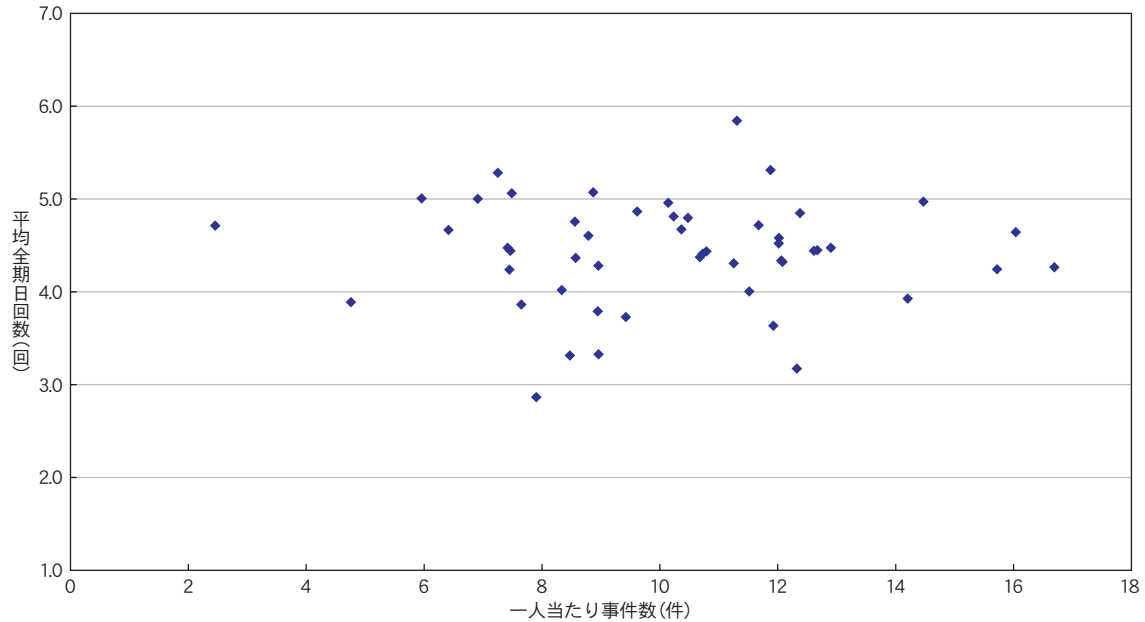
【図297】 弁護士1人当たりの事件数と審理期間（民事，行政）



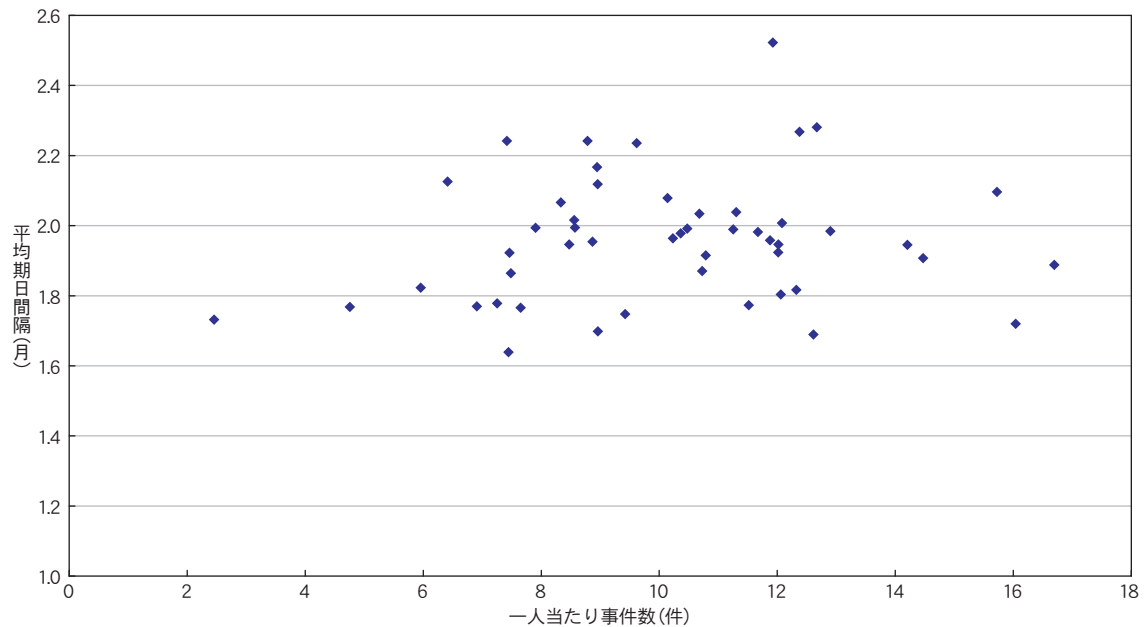
2 民事訴訟事件の審理の状況

また、地裁管内別の訴訟代理人の選任状況と平均審理期間の関係を示したものが【図300】、【図301】である。双方訴訟代理人が選任された事件の割合の高い庁（管内）ほど平均審理期間が長くなり、逆に、双方本人の事件の割合の高い管内ほど平均審理期間が短くなる傾向が認められる。地域別に見ても、全国レベルでの訴訟代理人の選任状況と平均審理期間の関係と同じ傾向となっていると言える。

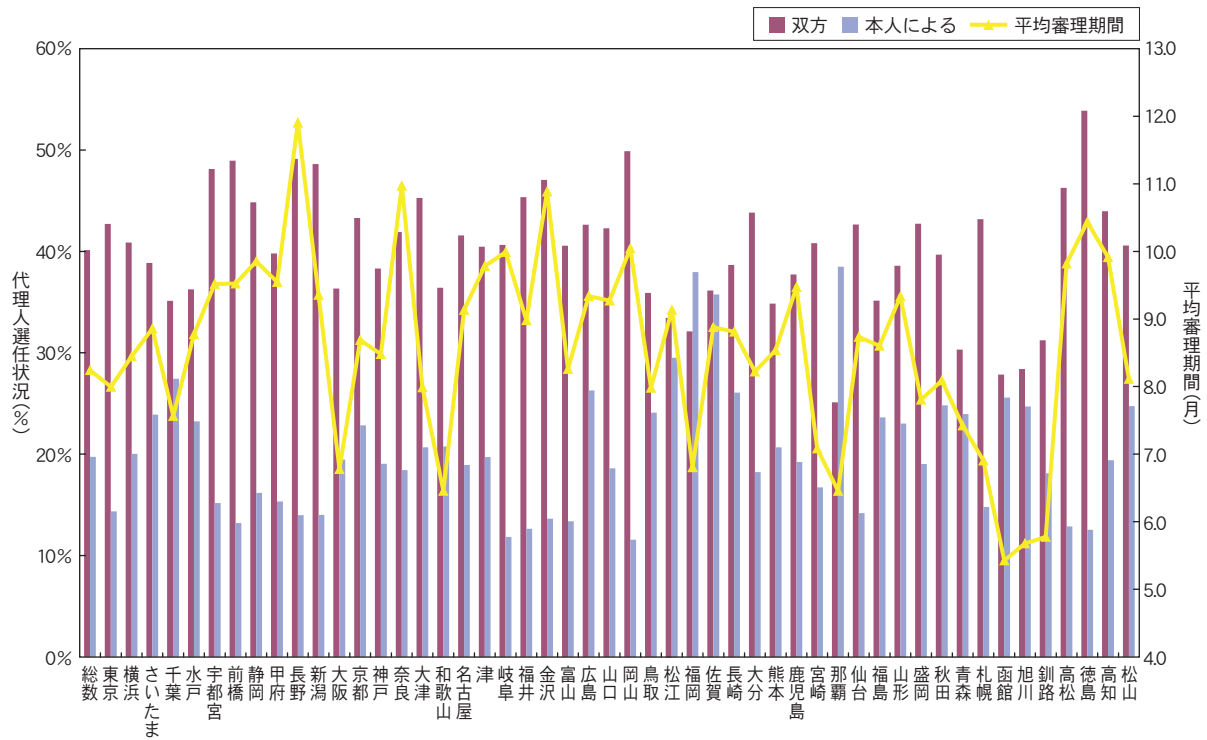
【図298】 弁護士1人当たりの事件数と期日回数（民事，行政）



【図299】 弁護士1人当たりの事件数と期日間隔



【図300】地裁管内別訴訟代理人選任状況と審理期間（民事）



【図301】訴訟代理人選任状況と審理期間の関係（民事）

